

○高知県立特別支援学校学則

平成3年3月1日教育委員会規則第2号

改正

平成3年9月30日教育委員会規則第19号
平成4年6月26日教育委員会規則第13号
平成5年9月29日教育委員会規則第16号
平成7年2月10日教育委員会規則第5号
平成10年2月27日教育委員会規則第1号
平成13年12月28日教育委員会規則第19号
平成14年3月29日教育委員会規則第10号
平成18年2月17日教育委員会規則第5号
平成19年3月30日教育委員会規則第10号
平成26年3月28日教育委員会規則第11号
平成31年3月29日教育委員会規則第10号

高知県立盲学校、聾(ろう)学校及び養護学校学則をここに公布する。

高知県立特別支援学校学則

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 学年、学期及び休業日（第4条—第8条）
- 第3章 教育課程等（第9条—第12条）
- 第4章 入学、退学、転学、留学及び休学（第13条—第25条）
- 第5章 授業料、入学料その他の費用徴収（第26条・第27条）
- 第6章 賞罰（第28条・第29条）
- 第7章 寄宿舎（第30条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県立学校の管理運営に関する規則（昭和35年高知県教育委員会規則第8号）第1条第2項の規定に基づき、県立の特別支援学校（以下「学校」という。）の学則として必要な事項を定めるものとする。

(部科等)

第2条 学校の部、科及び学科については、高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第9号）に定めるところによる。

(修業年限)

第3条 学校の修業年限は、次のとおりとする。

- (1) 小学部 6年
- (2) 中学部 3年
- (3) 高等部 3年
- (4) 高等部専攻科 2年以上

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第4条 学校の学年は、4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学校の学期は、次の3学期とする。

- 第1学期 4月1日から8月31日まで
 - 第2学期 9月1日から12月31日まで
 - 第3学期 1月1日から3月31日まで
- (休業日)

第6条 学校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- (2) 日曜日

- (3) 土曜日
 - (4) 学年始休業日 4月1日から同月6日までの6日間
 - (5) 夏季休業日 7月20日から8月31日までの43日間
 - (6) 冬季休業日 12月25日から翌年の1月7日までの14日間
 - (7) 学年末休業日 3月20日から同月31日までの12日間
- 2 校長は、教育上必要があるときは、あらかじめ高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出て、前項第4号から第7号までに掲げる休業日について、その時期又は日数を通算日数の範囲内において変更することができる。
- 3 第1項第1号から第3号までに掲げる休業日において教育上必要があるときは、校長は、教育委員会の承認を得て、授業を行うことができる。この場合において、授業を行った日は授業日とみなす。
- 4 第1項第4号から第7号までに掲げる休業日において特別の必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、授業を行うことができる。この場合において、授業を行った日は授業日とみなす。

（繰替授業）

第7条 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、授業日と休業日とを繰り替えることができる。

（非常変災等による臨時休業）

第8条 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、校長は、その事由及び期間を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第3章 教育課程等

（教育課程）

第9条 学校の教育課程は、特別支援学校幼稚部教育要領（平成29年4月文部科学省告示第72号）、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月文部科学省告示第73号）及び特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月文部科学省告示第14号）に定めるところにより校長が編成するものとする。

2 校長は、前項の規定により編成した教育課程を、当該年度の前年度末までに教育委員会に報告しなければならない。

（学年の課程の修了等）

第10条 校長は、児童又は生徒の平素の成績を評価して、学校の学年の課程の修了を認定するものとする。

2 前項の場合において、学年の課程の修了を認められない者については、原級に留め置くことができる。

（全課程の修了）

第11条 校長は、児童又は生徒が学校の小学部、中学部又は高等部の全課程を修了したと認められるときは、卒業又は修了を認定するものとする。

2 校長は、幼児が学校の幼稚部の教育を修了したと認められるときは、修了を認定するものとする。

（卒業証書等）

第12条 校長は、前条の規定により卒業又は修了を認定した者に対して、卒業証書（別記第1号様式）又は修了証書（別記第2号様式又は別記第3号様式）を授与するものとする。

2 校長は、必要があるときは、単位修得証明書を交付することができる。

第4章 入学、退学、転学、留学及び休学

（小学部等への就学）

第13条 学校の小学部又は中学部への就学については、法令の定めるところによる。

（入学者の選抜）

第14条 学校の幼稚部又は高等部に入学を希望する者の出願資格、入学定員、出願手続等入学者の選抜については、高知県立特別支援学校の幼稚部又は高等部入学志願者取扱要項に定めるところによる。

（入学）

第15条 学校の高等部に入学を許可された者は、校長が定めた期日までに保護者及び保証人と連署した誓約書（別記第4号様式）を校長に提出しなければならない。

2 前項の保証人は、成年者で独立の生計を営む者とする。

（保護者及び保証人の変更等）

第16条 保護者若しくは保証人に変更があったとき又は生徒、保護者若しくは保証人が転居若しくは氏名を変更したときは、生徒は速やかに校長に届け出なければならない。

（編入学）

第17条 学校の高等部に編入学を希望する者は、保護者と連署した編入学許可願にその理由を記載して、校長に提出し、その許可を得なければならない。

2 校長は、編入学を希望する者が相当年齢に達し、相当の学力があると認められるときは、編入学を許可することができる。

（退学）

第18条 学校の高等部の生徒が退学しようとするときは、保護者と連署した退学許可願にその理由を記載して、校長に提出し、その許可を得なければならない。

（転学）

第19条 学校の高等部の生徒が転学しようとするときは、保護者と連署した転学許可願にその理由を記載して、校長に提出しなければならない。

2 前項の願い出があったときは、校長は、その事由を具し、生徒の在学証明書、単位修得証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。

3 校長は、教育上支障がないときは、転学を許可することができる。

4 生徒が転学先の入学許可を受けたときは、校長は、指導要録の写し、生徒が入学したときに送付された指導要録の抄本その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。

（留学）

第20条 学校の高等部の生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、保護者と連署した留学許可願にその理由を記載して、校長に提出し、その許可を得なければならない。

（休学）

第21条 学校の高等部の生徒が病気その他やむを得ない理由で3月以上出席することができないときは、保護者と連署した休学願にその理由を記載して、校長に願い出ることができる。ただし、病気による休学を願い出るときは、医師の診断書を添付しなければならない。

2 校長は、前項の願い出があったときは、3月以上1年以内の範囲で休学を許可することができる。ただし、校長が特に必要があると認めるときは、所定の手続を経て、更に1年を限度として延長することができる。

（休学の取消し）

第22条 前条第2項の規定により休学を許可された生徒が、3月までの間に休学の理由がなくなつたときは、その理由を記載して、校長に届け出なければならない。

2 校長は、前項の届出があったときは、休学の許可を取り消すものとする。

（復学）

第23条 休学中の学校の高等部の生徒が休学期間内に復学しようとするときは、保護者と連署した復学許可願にその理由を記載して、校長に提出し、その許可を得なければならない。

（除籍）

第24条 校長は、次の各号のいずれかに該当する高等部の生徒については、除籍することができる。

（1）休学の期間が満了して復学しない者

（2）死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

（幼稚部の入学等）

第25条 学校の幼稚部の入学及び退学は、保護者の願い出に基づいて校長が許可するものとする。

2 学校の幼稚部の児童が前条第2号の規定に該当するときは、除籍することができる。

第5章 授業料、入学料その他の費用徴収

（授業料等）

第26条 授業料、入学料及び入学手数料は、徴収しない。

（弁償）

第27条 校長は、生徒等が故意又は過失により学校の設備等を損傷し、又は亡失したときは、その全部又は一部を弁償させることができる。

第6章 賞罰

(表彰)

第28条 校長は、学業、人物その他について優秀な幼児、児童又は生徒を表彰することができる。
(懲戒)

第29条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、児童及び生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

2 前項の懲戒のうち、訓告、停学及び退学は、校長が行う。ただし、学齢児童及び学齢生徒に対しては、停学及び退学を命ずることはできない。

3 停学は、1月を超えないものとする。

4 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

5 校長は、退学又は重要若しくは異例な懲戒を行ったときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第7章 寄宿舎

(寄宿舎)

第30条 寄宿舎については、高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則（昭和47年高知県教育委員会規則第8号）に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年9月30日教育委員会規則第19号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年6月26日教育委員会規則第13号）

この規則は、平成4年9月1日から施行する。

附 則（平成5年9月29日教育委員会規則第16号）

(施行期日)

1 この規則は、平成5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の各規則に規定する様式については、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、平成7年3月31日までの間は、残品の限度で使用することができる。

附 則（平成7年2月10日教育委員会規則第5号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年2月27日教育委員会規則第1号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月28日教育委員会規則第19号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日教育委員会規則第10号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月17日教育委員会規則第5号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日教育委員会規則第10号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日教育委員会規則第11号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日教育委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成32年4月1日から、第3条の規定は平成34年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第12条関係）

卒業証書

校印

氏名
年月日生

何部何科

頭書の課程を修め卒業したことを証する

年月日

学校長 氏

名印

割印

第号

第2号様式（第12条関係）

修了証書

校印

氏名
年月日生

何部何科

頭書の課程を修了したことを証する

年月日

学校長 氏名 印

割印

第号

第3号様式（第12条関係）

修了証書

校印

氏名
年月日生

幼稚部を修了したことを証する

年月日

学校長 氏名 印

割印

第号

第4号様式（第15条関係）

誓約書

年　月　日

高知県立　　学校長　様

貴校に入学した上は、高知県教育委員会及び貴校の定める規則、規程等に従い、高等部の生徒としての本分を守ることを誓約します。

生徒　住所

ふりがな
氏名

生年月日

年　月　日

上記生徒が貴校に入学した上は、高知県教育委員会及び貴校の定める規則、規程等に上記生徒を従わせること並びに上記生徒の身上に関する一切の責任を引き受けることを誓約します。

保護者　住所

ふりがな
氏名

生徒との続柄（又は関係）

上記生徒が貴校に入学した上は、上記生徒が高等部の生徒としての本分を守ることを保証します。

保証人　住所

ふりがな
氏名

生徒との続柄（又は関係）